

○愛知工業大学研究費不正使用防止推進室規程

(目的)

第1条 愛知工業大学（以下「本学」という。）に、研究費の不正使用を防止するため、研究費不正使用防止推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 工学部長
- (3) 経営学部長
- (4) 情報科学部長
- (5) 基礎教育センター長
- (6) 大学事務局長
- (7) 総務部長
- (8) 財務部長
- (9) 管理部長
- (10) その他学長が指名する者

(室長)

第3条 推進室に、室長を置く。

- 2 室長は、副学長をもって充てる。
- 3 室長は、推進室の業務を総括する。

(業務事項)

第4条 推進室は、研究費の不正使用の防止に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正使用防止対応計画の策定に関すること。
 - (2) 不正使用防止対応計画の実施に関すること。
 - イ 研究費の使用ルールに関すること。
 - ロ 研究費の使用に関するチェック機能に関すること。
 - ハ 予算の執行状況把握及び計画的執行の助言に関すること。
 - ニ 意識向上（研修等）に関すること。
 - (3) 行動規範の遵守に関すること。
 - (4) 情報伝達・公表に関すること。
 - (5) 内部監査実施の連携協力・助言に関すること。
 - (6) その他、不正使用防止に関すること。
- 2 前項の業務を行うにあたっては、必要に応じて、本学の教職員の意見を聴取するものとする。

(事務)

第5条 推進室の事務は、総務部総務課及び人事課の協力を得て財務部会計課が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。